

## 第3号議案 令和5年度事業計画について

会則第74条第1項の規定により、議決を求めます。

### 令和5年度事業計画(案)

#### 令和5年度 事業執行に当たっての基本方針

ここ3年間世界を席卷した新型コロナウイルス感染症の影響も、経済活動優先の With コロナ時代へと移行しはじめ、我々行政書士、行政書士会も従前の状態を回復しつつあります。また、この3年間ではリモートという2次元空間での人的接見が一般的となり、さらには仮想3次元のメタバース空間など、コロナ禍により加速度的に「家」というものが変革進展致しました。その裏返しとして家族、家庭の定義が多様化細分化され、「LGBTQ」という括りが存在しますが、「ひとり親」、「事実婚」、「おひとりさま」など新たな「家」のカテゴリーが形成され、当然我々行政書士は、そこで必要となる法務対的確に対応しながら、多様化・細分化された国民に寄り添い活動しなければなりません。

また、それらを含め既存の「超高齢社会」、「超少子社会」を解決していくうえでは、デジタル化は、最も有効な手段ではないかと考えています。デジタル化は、地域と中央の壁を取り払い、さらにスマート社会の実現を地域により早く定着させる術となり得ます。我々行政書士は、デジタル行政サービスの橋渡し、そのための「誰一人取り残さない」社会の担い手となる国家資格者としても地域に求められています。それゆえ、行政書士制度は行政のみならず、公的機関に準ずる機関として、更には社会性のある民間機関の中核に組み込まれることが肝要といえます。そこでは、「大規模言語型サービス(チャットGPT)」など、今後進化するであろうAIに対しても、ツールを超え対処可能な能力が、今後求められることと思慮いたします。

#### ○業務活動とデジタルDX化への対応

行政におけるDX化は、未だ未整備の状態です。しかし、先だって総務省行政課長より「個人財産管理」「成年後見」へのかかわりは行政書士の本来業務であるという通知が各都道府県庁及び全国銀行協会担当部長に発信されました。このことは、特に広いエリアを少数で管轄する北海道の行政機関が、行政書士(デジタル、DXに対応可能な)をもっと活用せよという意味合いもあります。戦略推進部、業務部等然るべき部署が常に検証、提言をしつつ、それらにより多角化する申請や業務がよりスムーズに遂行可能となるよう、関連機関へ働きかけてまいります。

#### ○超高齢・超少子社会への対応

世帯構造が多様化する中で、団塊の世代の後期高齢者化は、行政書士業務をより高度で広がりのあるものに進化させております。また、将来を支える若年者は減少の一途を辿り、本来は支えるべき子孫がすべきことを、我々が対応しなければならない時代が到来します。行政書士法にある「国民の権利の実現に資する」ため、我々の権利義務に関する業務活動は、時代に適合すべく、改正又は新設される法律に適切に対応し、業務部の指導、中央研修所の研修により会員の皆様へ方策を伝達し、更には道民へそれらをわかりやすく広報することにより、的確無二な国家資格者である旨の周知を図ります。

#### ○多様性、持続可能性社会への対応

コロナ禍が一段落し、「安全で物価が安定し清潔な日本」は、外国人移入希望者が増加し、それらに対応できる行政サービスの担い手としての範疇やニーズが更に広がりつつあります。本会は、SDG'sに組織として参画しており、社会貢献活動をも加味しつつ会員が多様性社会の中、当該業務が包括的

に受任可能となるよう働きかけてまいります。また、文部科学省の指針に添った法教育事業を通じて、将来の行政書士の担い手となるよう子供達への制度の周知活動に取り組んでまいります。さらに、国土交通省と法務省がタッグを組んで国家事業として様々な法令改正を準備している、空家、土地問題へ、関係機関が行政書士の関与を相当期待いたしておりますことから、前年度本会が商標登録を行った「終活空家信託」も活用しつつ、それらにも対応してまいります。

#### ○福祉ニーズ及び道内産業の研究

多様化する社会は、行政書士の業務を「親亡き後」、「障がい者等支援」の福祉分野も含め、拡大を求めています。また、この2年で北海道の農業関係者とのパイプを作りつつありますが、それらを北海道の基幹産業である水産業にまで目を向け、業務の研究を行ってまいります。

本会の活動は、1,900余名の会員一人一人の意思、さらには通常の業務活動を基として成り立ちます。しかし、会員数もここ数年増加を続けており、会員による行政書士法を始めとする諸法令違反を疑われる事例も増加傾向にあります。行政書士法は、都道府県行政書士会に強制加入団体としてのガバナンス(組織統治)を求めており、その一環として日行連による一般倫理研修が義務化されますが、法規及び総務部門においてさらなるガバナンス整備等を進めてまいります。

また、本会事業活動も多様性社会の要請により、受託事業につきましては受託先が増加し、公益法人としての本会では、今後対応が難しくなるおそれがあるため、現在、適正な組織体の設立を準備しております。

いずれにいたしましても、会員の皆様が安心して、安全に業務等を遂行していただけるよう、北海道行政書士会としての体制を整備してまいり所存です。そのためにも皆様からの会務に対するご指導、ご鞭撻を、引きつづき何卒よろしくお願い申し上げます。